令和７年（ヒ）第１０号
福岡県遠賀郡水巻町梅ノ木団地56番４号
清算株式会社　上野海運株式会社
代表清算人　上野　益弘
1　決定年月日　令和７年９月３日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

特別清算終結

令和６年（ヒ）第５号
山梨県南都留郡富士河口湖町河口1832番地
清算株式会社　ＦＨＫ株式会社
1　決定年月日　令和７年９月３日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
甲府地方裁判所都留支部

令和６年（ヒ）第６号
山梨県富士吉田市上吉田１丁目６番18号
清算株式会社　ＦＦ株式会社
1　決定年月日　令和７年９月３日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
甲府地方裁判所都留支部

令和６年（ヒ）第７号
山梨県富士吉田市上吉田１丁目６番18号
清算株式会社　株式会社Ｄ
1　決定年月日　令和７年９月３日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
甲府地方裁判所都留支部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第３００６号
大阪府門真市脇田町32番22号
清算株式会社　株式会社ＭＳ
代表清算人　鈴木　正美
1　決定年月日　令和７年９月３日
2　主文　本件協定を認可する。
協定
1　本協定の対象となる債権は、清算株式会社に対する債権のうち、一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権、及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除いた債権（以下「協定債権」という。）であり、同債権を有するものを協定債権者という。
2　別紙協定債権者一覧（以下「別紙」という。）記載の協定債権者のうち、
ア）株式会社三井住友銀行は、本協定認可決定確定時において、清算株式会社に対する協定債権の全額（協定債権に対する利息、遅延損害金の一切を含む。）につき、その債務を免除する。
イ）清算株式会社は、株式会社コウナンに対して、本協定認可決定が確定した日から１か月以内に、金32,800,000円を弁済し、株式会社コウナンは、左の弁済を受けたときは、その余の協定債権全額（協定債権に対する利息、遅延損害金の一切を含む。）につき、その債務を免除する。
3　前項の債務免除の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額のうち別紙協定債権者一覧記載の債権額に応じて按分して弁済する（ただし、１円未満の端数については一律に切り捨てて弁済額を計算する。）。
この場合における弁済は、各協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続開始

小規模個人再生による再生手続開始